

『平家物語』長門本の一面：住吉明神関係記事をめ ぐって

橋口，晋作
鹿児島県立短期大学助教授

<https://doi.org/10.15017/12044>

出版情報：語文研究. 52/53, pp.56-64, 1982-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『平家物語』長門本の一面

——住吉明神関係記事をめぐって——

橋 口 晋 作

筆者は、先に、拙稿「延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』——住吉明神関係記事から——」^(注)において、延慶本・源平盛衰記に共通する住吉明神関係記事を取りあげて、延慶本と源平盛衰記の関係を探ってみようとした。その折、長門本とも共通する記事、①「鳥羽殿ニテ御遊事」(第一本 二十一)・②「住吉大明神事」^{付神宮皇后} (第六本 十三)に触れて、次のようなことを述べておいた。

①鳥羽殿ニテ御遊事

ここで住吉明神に結び付いているものとして、管絃(音楽)と藤原成親があげられよう。その前者、管絃を要素として持っている記事をあげてみると、(向)長門本にはないもの ④「鳥羽殿ニテ御遊事」(注 ①と④は延慶本の同一章段に含まれているものであるが、性質を異にするので分けて考えた。猶お、①⑤は、先稿で付けた通し番号である。)と⑤「法皇御灌頂事」(第二本 一二)の前半部がある(特に、⑤は、住吉明神が管絃を遊ぶことを描いている点で、①により近い要素を持っていると言える)。後者、成親を要素として持っている記事には、延

慶本、長門本に共通する「成經鳥羽ニ付事」(第二本 十五)や長門本だけにある「土佛因縁事」(巻第三)・「成親山莊事」(巻第六)などがある。

②住吉大明神事^{付神宮皇后}

ここで住吉明神に結び付いているものを同様であれば、朝敵の征伐、諏訪明神と「かたそきの」の神祇歌にならう。朝敵の征伐を要素として持っている記事には、③「後二条關白殿滅給事」(第一本 三十一)がある(『玉葉』が元暦二年二月十六日の鎬矢のことを考える先例として、将門征伐における住吉明神の加護をあげていることからすれば、③と②は全く同じ要素ということになる)。次に、諏訪明神を要素として持っている記事には、長門本の「源中納言侍夢事」(巻第九)がある。又、「かたそきの」の神祇歌を要素として持っている記事には、長門本の「康頼二首歌事」(巻第四)がある。

そして、右の分析をもとに、前稿において、筆者は、(向)長門本にはないもの との内容上の相違という観点から、①における成親、

②における諏訪明神 という二要素への注意を促しておいた。

本稿において、筆者は、前稿が譲ったところの、長門本における住吉明神関係記事についての考察を試みてみたいと思う。

前稿での指摘は本稿に継承すべきであるが、長門本における住吉明神関係記事を網羅する都合から

一 成親に關係するもの

二 「住吉大明神事付神宮皇后」に關係するもの

と、少し変えて、それぞれに属する記事を集め、掲出し、後に、考察を加えていくことにする。

方法としては、長門本の記事を源平盛衰記・延慶本・「平家物語」覚一本・「平家物語」四部合戦状本の該当部と比べて、その特徴を剔出するという方法をとりたい。

一 成親に關係するもの

成親に關係するものは、後記のように、四箇所ある。それを

甲 源平盛衰記・延慶本と共通するもの

乙 延慶本と共通するもの

丙 長門本だけにあるもの

に分けて掲出し、それぞれについて、考察を加えていくことにする。

甲 源平盛衰記・延慶本と共通するもの(注)

(感) 元年の暮 x x 鳥羽殿 x x へ(注) 御幸あてひねもすに御遊ありきしに

四条大政大臣もろ長 は 御ひはの役をきんせらる x x x x x x x x 花山院中納言た

ま x x x x 按察大納言實實 x x 御ふゑのやくに参せらる 葉むろの中納言とし

かた ハ ひちりきの役にまいる給 x x x x x x x x 揚梅 ハ 二位あさちか ハ 笙のふえ

を仕りもり定行さね 家ハ 打物の役をつとむ つかまつり かゝりしかハ宮中す

みわたり群集の諸人かんるいをなかしき x x x x x x x x x x x x x x 時に調子はんしき調萬

秋築のひきよくを奏せられしに五六の調になりしか 考 x x x x x x x x x x x x x x 天井の上にはひはの音はのかにきこゆ

アリ 四関タル露語ハ花ノ下ニナメラカニ幽咽タル泉流ハ水ノ下ニナツメリ 囁々タル大絃ハ村

雨トソ覺ヘシ 竊々タル小絃ハ秘訪ニ似タリシカハ 若座の公卿 ハ x x x x x x x x x x x x をの

色をうしなふ 君ハ 少もさはかせ給ハす ハ x x x x x x x x x x x x その日四位少將にて

末座にしこうしたりしをめされて 何 いかなる人にてわたらせ給ふ 成親

そ尋申へきよし仰下されしかハ成親長て 左右の袖をかきあはせ人并に仰

向ヒテ 君ハ いかなる人にてわたらせ給そ 御名乗し給へ 約定なり

院宣のおもむきを申たりしかハ これ攝津國 我は 住吉の邊に 候 小

せうなり 君子の御遊群臣賢統のめてたきに望まされり とこたへて その、ちハ やかてひは

の音もせず さき x x x x x x x x x x x x x x 住吉大明神の御影向あり

けるにや 上 諸人身毛髪し程に又山の石に赤嵐のあをまきすそをかきて扇を本ゆひ立たり 誠
請人身ノ毛髪ケルホトニ池ノ汀ニ赤嵐掃ヲカキテ掃ヲ三本結ニ立タリ 御遊ノ案ニ
に御遊の案にめて給ひ明神のかけらせ給けるにこそとてそれよりしてすはま處を八住吉殿と
メテ給子住吉ノ大明神ノカケラセ給ケルニコソ 其ヨリシテソノハマ殿ヲ八住吉殿ト申ケレ
ハ申けれ

(成親流罪事)

乙 延慶木と共通するもの (注二)

大納言ひそうして 洲澤園トモテ 住吉のすみのゑ殿をうつしてつくら
れたり 去ぬるおうほう二年二月十一日に事始ありて同三年に造
畢あり つくり出して二十一日と申に法皇御かうなる (中略)
その日もくればけれハ終夜の御酒宴ありけるに渡らせ給けるにかう
に一つのふじきあり 法皇南殿を御覽し出して渡らせ給けるに御
挺んの柱に年八十有餘なるらう白髪をいたきてたてゑほししり
さかりに着なしてすそはくすのはかまに下くりてうへハけんも
しやのかりきぬのもてのほかにすけたるをたをやかにきてひさ
まつてつましやくとりて畏ていたり よの人ハかゝる人ありと
も見しりたる気色もなし 法皇御目をかけ サセホシマシ て あれハ
何ものそ と御たつねありけれハしかれたるをよにて これ
ハ住よしの邊に候こせうにて候か君にうつたへ申へき事候ておそ
れをかへりみす推参仕て候なり 我ねんらひひそうして朝夕あひ
し候 住吉 住の江と申所をこのていしゆにうつされ候て候 あひた
住よし無下にあさまになりてなるかしろになりはて候なんすと存
候て其子細を敷申さんとてよひよりまいりて候つれとも見参に入
る 人も候はぬあひた五夜まきに明なんと仕候へハ直奏仕候事恐入
て候 所せんこのよしをよくく仰ふくめらるへく候やらんか

やうに申入候はんをも取もち候ハすハつねにまいりかよひ候ハ
んすれハ 其上 御はからいに候とて南をさしてとひさりぬ 法皇
ふしきの事かなと思召れてけれとも御ひろふに及ハす そのうへ
御酔乱のほとなりけれハ後にハ思召わすれさせ給ひけるにや 大
納言もつねに宿し 山水木立おもしろき所なれハとて法皇も時々
御幸なり てさま／＼御ゆうありけれハ住よしのとかめも通
り給ひけるにや 次のとしのなつの比 すみよしの明神の御とか
めとて上皇つねに御なうわたらせ 給けれハ御存命のために御出
家ありけるにこそ聞へし されハなりちかの卿もかの明神の御と
かめにやいく程なくして備前のこしまへ下られけれハ 其後 後にハか
の所もあれはてしまハ野干のすみかとなりはてぬ 住吉ノ大明神ノ御
サセホシマシケルトオホクテ いよ／＼おそろしくこそ覚しか

(成親山莊事)

丙 長門木だけにあるもの

(1) 我九の歳より住吉大明神を敬し奉てすてに四十にあまり五十に
及までころさしをはこふ事今もおこたらず いのり奉らん事
も今ハかりなり しはらく船をとめてすりめしよせて自筆
にて大明神に願書をまいらせらる 其状云 敬白 住吉大明神
御費前立願事 一 可奉唱毎日千返木地宝号事 一 可奉唱毎
日千返垂跡御名事 一 可奉納重代御願事 右録録如斯 夫以
郷向鴻雁之北属秋而重霧 還櫻花之根迎春而忽 再會巨期者永
別也 男女子息尚在花洛九重内 成經所生之中爲嫡子 鐘愛不
淺 撫育此深 然則敷炎燒而難消如胸火增薪 悲淚落而不留似
眼下灑雨 仰願大明神憐無二丹誠令納受心中立願成經以下男女

令守平^{△マ}給ト也 仍立願如件 治承二年六月三日 成親敬白 と

書給て難波次郎に仰られけるハ 竹現と申太刀門脇宰相のもとにあり それを取て此願書と、もにかならずまいらせよ と經遠に仰付らる 仰ことく是をまいらす 竹現ハ神劔と成て寶藏第一の重宝とそ聞えし いまの世までにあり まことにいのりハかなふ事にやとおほゆる事はけにも此大納言ハ業因つたなかりけるにやはい所のつちとなりいわうか嶋まてるさいせられ給へる少將ハめし返されて二たひ殿上に昇られし事ありかたかりし事とも也 いかて成親の祈叶ハさらん 諸佛念衆生 衆生不念佛 父母常念子 子不念父母 とておもわぬ子をたにもこそ親のちひハおもふ習なれ 是ハ父子の礼儀といひなからするさしふかくりしかハ神明もあはれみをたれ給らんとそおほへし

(土佛因縁事)

(回)誠に父大納言住よしにいのり申されし事のかなひけれハにやはるかに命なからへて萬里の波瀾をしき歸二度めしつかハれ父大納言の家をつきて雲上につらなり宰相の中將になりてのちにハ祖父跡中納言までなられしこそありかたくハ人おもひけれ

(成親山莊事)

甲の「成親流罪事」は、冒頭で言及した延慶本の「鳥羽殿ニテ御遊事」に当たる。その内容は、武久氏の指摘のとおり、「住吉に關連する音楽譚」に外ならない。成親は、その場面で、後白河上皇の命を受けて、琵琶の主、住吉明神と話をするという重要な役(明神との接点)を演じているのであるが、甲の箇所全体も、又、配所に赴こうとしている成親の回想に外ならない訳で、二重にこの記事に關

っている。

源平盛衰記・延慶本には、この箇所の最後に、名称由来譚がくつづいている。それは、「住吉殿」という名称の由来を甲の記事中の「御遊ノ樂ニメテ住吉ノ大明神ノカケラセ給」うたことに置くものである。「住吉殿」という名称の由来に關するものには、外に、乙の「成親山莊事」の「住吉のすみの系殿をうつして」があるのではないかと考える。とすると、長門本と源平盛衰記はその一方をそれぞれ取り、延慶本はその両方を取り込んでいることになる。今、源平盛衰記・延慶本にある名称由来譚を見ると、それは、「鳥羽殿」から「洲濱殿」への突然の場面転換や琵琶の主が住吉明神であつたことの証の重複といった不自然さをも省みず添加されていることがわかる。源平盛衰記・延慶本がこのような不自然さをおかした理由は、詳にし得ないが、音楽譚が名称由来譚と結び付けられていたということに注意すべきことに違いない。

延慶本には「絃々掩抑トシテ」以下、白楽天「琵琶行」の詩句を用いた文章がある。水原氏の考証によれば、それは、金沢本、管見抄本という十三世紀前半に書写された「白氏文集」の本文を伝えているという。延慶本は、これらによって住吉明神の琵琶の音を形容しているのであるが、その分だけ、住吉明神の琵琶の音そのものに関心を持っていたことがわかる。

長門本は、延慶本に近い本文を伝えているが、名称由来譚がなく、すっきりとしたものになっている。又、笛の役を藤原忠雅としていて、源資賢(雅賢)を排除しているが、これは、源平盛衰記・延慶本にある「紅葉」の笛説話が長門本になく、資賢に關する説話として、長門本が「歌」や「鼓」についてのものだけ(「按察大納

言資賢被追洛中事」を採りあげたことに関係しているのではないかと考えられる。忠雅は、永万元年には大納言であり、極官は太政大臣である。従って、「中納言」という官が付いていることには不審が残る。忠雅は「十歳と申ける時父の中納言忠宗卿におくれたまひてみなし子にておはしけるを中御門の中納言家成卿播磨の守たりし時むこに」とったということで、成親の義兄弟となっている。長門本が忠雅にしているのは、このことも関わっているであろうか。

乙の「成親山莊事」は、住吉明神の「とかめ」を内容とするものである。明神の「とかめ」は、成親には住吉の住の江殿を移して、住吉を「無下にあさまに」、「なるかしろになりはて」はしないかと危惧される情況に追いこんだこと、後白河上皇には明神の愁訴を無視したことに對して下ったものである。従って、その内容は、後述の「住吉大明神事付神宮皇后」で述べる「社破壊之由奏帝王」(『袋草紙』)に通じるものではないかと考える。とすると、乙の箇所は、成親が住の江殿を移したこと、住吉明神が「社破壊之由奏帝王」と、後白河上皇の出家と成親の流罪 から成り立っていることになり、素材上目新しいものはほとんどないと言えよう。この箇所の最後に、荒廢した洲濱殿を「住吉ノ大明神ノ領セサセオワシマシケルトオホシクテ」と語っているので、洲濱殿跡に纏って伝えられていた説話かと考えられるが、神祇歌などに詳しい人物の参加が想像される。

住吉明神の「とかめ」を史実に照らし合わせてみると、後白河上皇の方は、嘉應元年六月十七日の「太上天皇御出家」(『百鍊抄』)がこれに對応している。ところが、成親の「備前のこしま」配流は、時期上、問題が残るのである。確かに、成親は備前国に配流に

なっているが、それは治承元年六月一日のことで、それでは、本文の「いく程もなくて」に合致しないのである。後白河上皇の出家との関係からみても、こは、嘉應元年十二月二十四日の備中国配流でなければならぬ。しかし、この時の配流の事情は「成親卿知行尾張国目代右衛門尉政友與神民不慮鬪亂事」(『百鍊抄』)にあったようであり、成親も同月二十八日に帰京しているのでは洲濱殿の荒廢とも関係はない。従って、この史実との對照の結果も、又、乙の箇所が「社破壊」を恐れる住吉明神の怒りを強調したものであったことを物語っている。

丙の二箇所、「土佛因縁事」と「成親山莊事」は、藤原成経の帰洛、再殿上を、成親が「住よしにいのり申されし事のかな」ったこととする受け取り方が一致しているので、一続きの記事であろう。「土佛因縁事」によれば、成親は「九の歳より住吉大明神を敬し奉てすてに四十にあまり五十に及までこゝろさしをはこぶ」と言う。ここにみられる成親の住吉明神帰依の姿勢は、前述の乙「成親山莊事」の情調と大きく異なる。成親の配流(そして死去)を、ここで、「業因つたなかりけるにや」と述べていることを合わせ考えれば、乙と丙は、成立事情を全く異にする記事と見なさねばならぬ。

又、「土佛因縁事」には、成親が流刑地への船出を前にして、「成経以下男女令守平給」と住吉明神に願った文と、「竹現」という重代の剣を住吉明神に奉ったことが、極めて具体的に記されている。願文がそっくり掲出されていることや、「竹現」が「寶藏第一の重宝」として「いまの世までにあり」と記されていることから、この記事が住吉社現存の成親奉納品に結び付いているものであ

ることは間違いない。とすれば、丙の記事は住吉社に詳しい、しかも、成親を「親のちひ」に満ちた父親として肯定する者の手になったのではないかと考えられよう。

以上の成親に関係するもの四箇所の考察の結果、これらは、

甲 住吉に関連する音楽譚

乙 「社破壊」を恐れる明神の「とかめ」の物語で「住吉大明神付神宮皇后」に通じているもの

丙 住吉社蔵の成親奉納品に結び付いた、慈悲ある父、成親を強調するもの

のごとくであることがわかった。長門本の住吉明神関係記事は成親に結び付けられる傾向にあるが、特に、長門本独自の記事(丙)において、成親の住吉社帰依、成親肯定が現れることは、編著者の姿勢にも関って注目すべきことではないかと考える。

二 「住吉大明神事付神宮皇后」に関係するもの

「住吉大明神事付神宮皇后」に関係するものは、後記のように、三箇所ある。それらは、内容上は、冒頭の引用部に記されていたように、

諏訪明神と結び付いているもの——「源中納言侍夢事」・「住吉

神主長盛奏聞箇矢事」

「かたそきの」の神祇歌に関係するもの——「康頼二首歌事」。

「住吉神主長盛奏聞箇矢事」

に分けられるのであるが、一 成親に関係するもの の章と同様に

甲 すべての本にあるもの

乙 覚一本と共通するもの

丙 長門本だけにあるもの

に分けて掲出し(甲 全ての本にあるもの だけは、繁雑さを避けるために、他の箇所との均衡を欠くが、箇条書きでその展開を示し、主な違いを注記で示すにとどめることにする)、それぞれについて、考察を加えていく。

甲 すべての本にあるもの(注七)

1 住吉社の神主長盛が院へ参上して、十六日に箇矢が西をさして

飛んで行くという奇瑞のあったことを奏聞した

2 後白河上皇は大層よろこばれて御剣をはじめ、種々の宝物を明神にた

てまつられた

3 昔、神功皇后が新羅を攻められた時、伊勢宮から二柱の荒御前

をさし添えられた

○月満ちていた翌日は、船出にあたって産氣をもよおしたが、異賊を平定して帰国してから生まれるように胎内の子に育われたところ、産氣がやんだ(意)

4 二柱の神が、舟の臈軸に立って奮闘されたので、新羅を討つことが出来た

○皇后は、帰国後、筑前國で御産になつた。そこを宇美庄という。お産まれたらなつた皇子は、後の応神天皇で、宇佐八幡大神である(意)

5 一神は住吉に座す住吉明神である

6 明神は久しく利生を施して来られたが、社が朽ちて、霜が置くと

ことを帝に訴えられたこともあつた。姿は八十余の老翁である

と
××× (寛・四)

7 もう一神は、諏訪に座す諏訪明神である

○昔、開成が金尼の大般若経を書写した時に、印度の白鷲池の水を汲んできたのが、この明神であるという (鑑・延)

○その後を勝尾寺という (鑑)

8 昔の征伐の事を忘れず
今も御殿を討たれるのであろうかとなのもしく思われ (鑑・延)

寛・四
×××××××××× (鑑・延・寛・四)
(住吉神主長盛奏聞鐮矢事)

乙 覚一本と共通するもの (注八)

柿のもとの人まろハ鳩かくれ行船を、しみ山邊のあか人はあしへのたつをなかむ 住吉の大明神はかたそきの思をなしみわの明神ハ杉たてる門をさす こそそののみこと三十一字のやまとうたをハしめ 給ひしよりこのかた諸明神 此字のうちには百千万のおもひをのへ給 (康頼二首歌事)

丙 長門本だけにあるもの

しんしやうにまし／＼ける上藤大きにいかりをなし かの清もり入道と申ハ朝位をいるかせにし仏法王法のかたきなり なに／＼よりにてか今しハしも給へき この座にきよもり入道のかたうと申さるへき人あるへし共おほへ候ハね しやうにちのものや候 とそ召れける はるかの末座にゐたりける人ときゐにけんしやくをたいたりけるか 候 とて御前にまいられたり かの人を出し奉れと仰けれハ二人さしよりにて左右の手を取て引たてはるかの門

外にをし出す (中略) しやうにちのものとして召れせき衣にけんしやくをもちてまいられたりつるこそ今日の番かしら三十番神の其一住吉諏訪の大明神にてましませ (源中納言侍夢事)

甲の「住吉神主長盛奏聞鐮矢事」はどの本にもあり、住吉明神関係記事で最も安定しているものであるが、部分的に見ると、詳略の差が甚だしい。最も簡略なものは、覚一本と四部合戦状本で、この二本は「社破壊之由奏帝王」の部分に欠いている。どうしてこの二本がこの部分を欠いたのかわからないが(覚一本には「康頼二首歌事」がある)、長門本・延慶本においては、既述の一の乙「成親山莊事」もあり、「社破壊之由奏帝王」ということは住吉明神に関する事で強調されている面である。

一方、一番詳しいのは源平盛衰記で、神功皇后が応神天皇を産出するまでの神話や開成が大般若経を書写した次第の伝説などを集めている。これらのうち、開成の大般若経書写の伝説は延慶本にもあり、これら二本においては、諏訪明神の靈験譚が住吉明神のそれに劣らない(源平盛衰記においては、むしろ、まさっている)ことになる。

さて、住吉社の「奇瑞」のことは、兼実の「玉葉」(注七)の元暦二年二月のところに

(二十日) 範季朝臣示送云 自住吉社進奏狀云 去十六日自寶殿神鏡指西方飛去了之云々實希有事也 昔被征討將門之時住吉大明神合力之由有證據等 今又如此 (二十七) 傳聞 九郎去十六日解纜 無爲著阿波國了云々 件日住吉神鐮鳴日也 可謂嚴重云々

と記されている。ところが、この記事と『平家物語』のそれとを比べてみると、月と先例において相違が認められるのである。

まず、月についてであるが、諸本の中でも、源平盛衰記や覚一本は史実に合致する記述になっている。しかし、長門本・延慶本は三月に誤り、四部合戦本は「同月」と曖昧な表現をとっているのである。長門本や延慶本が月を誤ったのは、どの本においても「住吉神主長盛奏聞矢事」が源義経「解纜」の遙か後、平氏の四国からの駆逐成就後に置かれていることと考えられる(玉葉)においても、二十七日になつてその意味が明らかになつていたのであり、『平家物語』の傾向に一致している)。長門本や延慶本(の祖本)の編著者は、これを義経の「解纜」、四国からの駆逐の説明としての記事にとどめることに満足せず、その置かれた位置を逆手にとつて、三月二十四日の坂の浦における平家滅亡の伏線へと虚構したのではなかつたらうか。従つて、長門本や延慶本の「三月」の前に、四部合戦本のような「同月」という表現があつたとも考えられるのである。

次に先例についてであるが、『玉葉』が「征討將門之時」をあげているのに対し、『平家物語』は「神功皇后責新羅之時」(「類聚既驗抄」)をあげる(源平盛衰記・延慶本が「後二条關白滅給事」の章段で「征討將門之時」に言及することはあるが)。筆者は、これを『平家物語』の描写・表現に、主に、関る問題ではないかと考えている。福原を落ちる時、平時子・宗盛に応えた平家の侍達の返事に「設日本国ノ外ナル新羅高麗ナリトモ」(延慶本「平家福原ニ一夜宿事」という言葉がある。平家一門が「日本国ノ外ナル新羅高麗」を腦裏に浮かべた時、彼らが「西戎」の類に化しているこ

とに注意しなければならぬ。とすれば、『平家物語』現存本の祖本において、既に源頼朝を將門に、平氏を「西戎」に見立てて、描き分ける傾向があつたのではないだろうか。

乙の「康頼二首歌事」で住吉明神が「かたそきの思をなし」たとあるのは、『袋草紙』^(注二)などに

住吉御歌

夜や寒き衣やうすきかたそきの行合のまより箱や置らむ

是は社破壊之由奏帝王とて見夢歌也

とあることを踏まえたものである。

『袋草紙』などを参考にすれば、「康頼二首歌事」の箇所が「社破壊之由奏帝王」に関る内容であることは明白であるが、覚一本がそのことを主張するために取り入れたかどうかは疑わしい。

長門本のこの箇所は、詞章の類似などから覚一本のようなものからもつてこられたものと考えられる。猶お、源平盛衰記の「和歌徳」の章はこれに相当するものであるが、全くの別文であり、住吉明神のことも触れられていない。

Cの「源中納言侍夢事」で注目されることは、執行神が

しやうにちのものぞ召れせき衣

にけんしやくをもちてまいられ

たりつるこそ今日の番かしら三

十番神の其一住吉諏訪の大明神

にてましませ

(長門本)

夢の中にそはなる人に問て

いはく (中略) 赤衣官

人は誰そ 西坂本の赤山大

明神よ (源平盛衰記)

のように源平盛衰記と対立することである。源平盛衰記の赤山明神も「三十番神の其一」であるが、法華経(比叡山)守護の性格を強く持つ明神である。この赤山明神に源平盛衰記が関心を寄せている

ことは、先に、拙稿「延慶本『平家物語』・『源平盛衰記』・寛一本『平家物語』」における泰山府君(注二)で指摘した。一方、長門本が山王神道に結び付いている(大宮を軸に)住吉明神を排していることを、拙稿「延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』——住吉明神関係記事から——」はみてきた。長門本編著者が山王神道を排しようとしていた人であれば、赤山明神を継承することは出来ないに違いない(長門本は「左右の手を取て引たて」という描写をしているので、二神でなければならぬということもあるが)。長門本が「住吉諏訪の明神」としたことは、住吉明神を山王神道から解放し、諏訪明神との対説を提唱して、神社神道として純化する立場をとる編著者の姿勢を語るものではあるまいか。

以上の「住吉大明神事付神宮皇后宮事」に関係するもの三箇所の考察の結果、長門本が「住吉神主長盛奏聞鎬矢事」を軸に、神祇歌を取り込んだり、「社破壊之由奏帝王」ことを発想とした説話を取り込んだり(一)成親親に関係するもののところで述べた「成親山莊事」、諏訪明神と一対とする神道を宣伝しようとしていることがわかった。

おわりに

筆者は長門本における住吉明神関係記事を、右のように、成親親に関係するもの、「住吉大明神事付神宮皇后宮事」に関係するものに分けて考察を加えてきた。

いま、ここに、その二章の考察の結果をまとめてみると、長門本

の住吉明神関係記事はその編著者(神官か)が大きく影を落しているということになる。しかし、この編著者の影と成親親に結び付けられる傾向との接点については、ここでは、論じる余裕がなかった。成親親に結び付けられる傾向に、長門本の段階と、その祖本の段階があつたかと想像しているが、それは、又の機会に譲らねばならない。

注

- (注一) 「人文」第五号(昭和五六年八月)所収
 (注二) 本文の右に源平盛衰記、左に延慶本の校異を記した。猶、長門本は古典資料研究会影印本に、源平盛衰記・延慶本は古典研究会叢書影印本によつた。
 (注三) 本文の右に、延慶本の校異を記した。
 (注四) 武久堅「平家物語読み本系譜本の成立過程——延慶本・長門本から源平盛衰記へ——」(『国語と国文学』昭和五三年一月)所収
 (注五) 水原一「延慶本平家物語論考」第二部 資料的関連 一七〇—一七一頁
 (注六) 「住吉神主長盛奏聞鎬矢事」は、延慶本の「住吉大明神事付神宮皇后宮事」に当たる。
 (注七) 注記にあつては、(盛)のような略号を用いた。
 (注八) 寛一本は日本古典文学大系本に依つた。
 (注九) 「玉葉」は圖書刊行會本によつた。
 (注一〇) 武久堅「『捋門記』依拠の段階——平家物語の貞盛伝と捋門伝——」(『広島女学院大学国語国文学誌』第十号所収)に、この「類比」の成立が論じられている。
 (注一一) 『袋草紙』は日本歌学大系本に依つた。
 (注一二) 『語学研究』第四十八号(昭和五四年二月)所収